第5回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

追 加 資 料

	貝
「国民健康保険制度の取扱い」関係	 1
「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」	
(3)水道事業	5
「新市建設計画(案)」に対する意見・要望と対応方針	6
リーディングプロジェクト(ハード事業)	 7
地方交付税の合併算定替について	8
地方債償還計画表	9

平成14年 8月

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事務局

所得階層別、保険料(医療分+介護分)の現行との差額別世帯数 (3億繰入)

【熊毛町】 平成14年度、国保財政診断データより試算

							所 徘	引 階	層	(万円)							
差額(円)	0	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700	700 ~	計
50001 ~																	
45001 ~ 50000																	
40001 ~ 45000																	
35001 ~ 40000																	
30001 ~ 35000					2	1	1										4
25001 ~ 30000				1	3	2	2	1	9	4							22
20001 ~ 25000	4	1	1		8	9	8	11	6	4		3					55
15001 ~ 20000	4		5	18	39	24	25	26	15	16	9	2					183
10001 ~ 15000	10	11	51	102	81	46	43	12	6	5	3	3	1	4	1	2	381
5001 ~ 10000	34	169	279	233	113	54	19	13	7	4	4	4	3	8			944
1 ~ 5000	1057	177	84	56	29	11	3	3	1	1		1	1	1	2	6	1433
-4999 ~ 0											1	1			1	33	36
-9999 ~ -5000																	
-14999 ~ -10000																	
-19999 ~ -15000																	
-24999 ~ -20000																	
-29999 ~ -25000																	
-34999 ~ -30000																	
-39999 ~ -35000																	
-44999 ~ -40000																	
-49999 ~ -45000																	
~ -50000																	

【鹿野町】

1/66至37平3.7								所 得	引 階	層	(万円)							
差 額	(円)	0	50	100	150	200	250					500	550	600	650	700	700 ~	計
50001 ~					2	4	6	9	7	5	6	4	1	1				45
45001 ~	50000	1			1	2	2	3	4	1	3	1		1				19
40001 ~	45000			1	2	2	7	1	1	1	1		1					17
35001 ~	40000				2	3	4	2		1								12
30001 ~	35000			8	7	14	4	1	2									36
25001 ~	30000		2	8	14	6		2	1									33
20001 ~	25000		3	12	6	1	6		2				1	1				32
15001 ~	20000	1	16	23	19	5	2	2		1		1						70
10001 ~	15000	28	16	11	6	2	5	1	1					1				71
5001 ~	10000	34	22	8	8		1	1							1			75
1 ~	5000	229	20	12	4	2	1			1								269
-4999 ~	0	70	18	8	2	2	1		1		1		1	1	2	2	13	122
-9999 ~	-5000	45	11	4	6	3	1			1			1					72
-14999 ~	-10000	31	7	6	2												1	47
-19999 ~	-15000	30	7	2	1	1												41
-24999 ~	-20000	20	8	4			1				1							34
-29999 ~	-25000	10	1	4	1	1		1										18
-34999 ~	-30000	8	2	1	3	1	1											16
-39999 ~	-35000	5	3	1	1				1									11
-44999 ~	-40000			2														10
-49999 ~	-45000	3	1	1	1		1					1						8
~	-50000	8	2	2	1													13

所得階層別、保険料(医療分+介護分)の現行との差額別世帯数 (3億繰入)

【徳山市】 平成14年度、国保財政診断データより試算

							所 徘	引 階	層	(万円)							
差額(円)	0	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700	700 ~	計
50001 ~																	
45001 ~ 50000																	
40001 ~ 45000																	
35001 ~ 40000																	
30001 ~ 35000													1				1
25001 ~ 30000									4	18	29	10	6				67
20001 ~ 25000						2	12	30	57	50	23	18	3				195
15001 ~ 20000					3	41	113	104	54	26	15	15	2	1			374
10001 ~ 15000			1	31	164	270	169	56	35	20	23	13	5	1			788
5001 ~ 10000	13	2	104	480	539	173	73	40	26	18	11	5	7				1491
1 ~ 5000	370	537	1097	603	199	105	67	34	20	24	7	33	30	21	16	21	3184
-4999 ~ 0	6181	790	360	468	233	83	40	24	19	8	8	23	52	63	68	423	8843
-9999 ~ -5000	654	295	295	284	140	74	35	18	11	10	5	4	2	2		3	1832
-14999 ~ -10000	429	142	170	210	101	53	22	7	7	11	9	4					1165
-19999 ~ -15000	278	81	149	143	75	28	21	13	6	3	1	1		1			800
-24999 ~ -20000	179	68	83	90	44	24	7	6	6	5	2	1	1				516
-29999 ~ -25000	95	36	47	49	35	22	12	7	2	2	2						309
-34999 ~ -30000	54	27	32	22	24	11	7	3	5	3	1	2					191
-39999 ~ -35000	41	15	23	26	24	10	9	3	3	3	4	3					164
-44999 ~ -40000	32	18	20	25	20	10	13	2	2	1		4					147
-49999 ~ -45000	15	14	10	13	7	6	2	1	2	3	1						74
~ -50000	109	60	74	90	98	56	61	45	38	28	10	7					676

【新南陽市】

) <u> </u>	1																
								所 徘	引 階	層	(万円)							
差額	(円)	0	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700	700 ~	計
50001 ~																		
45001 ~	50000																	
40001 ~	45000																	
35001 ~	40000																	
30001 ~	35000																	
25001 ~	30000																	
20001 ~	25000																	
15001 ~	20000																	
10001 ~	15000																	
5001 ~	10000												4		1			5
1 ~	5000										2	2	4	10	4	2	3	27
-4999 ~	0	1357	211	39	5						1	4	7	8	23	10	123	1788
-9999 ~	-5000	376	148	293	202	136	77	29	7	4	1		2	1				1276
-14999 ~	-10000	175	80	100	110	62	45	42	34	22	14	8	3		1			696
-19999 ~	-15000	136	42	104	136	65	38	19	7	9	6	4	4	2				572
-24999 ~	-20000	70	32	69	113	47	30	24	10	4	3	6	1	1				410
-29999 ~	-25000	48	18	31	67	32	30	16	7	4	6	1	2	1				263
-34999 ~	-30000	34	14	33	51	37	19	11	6	7	4	2	3					221
-39999 ~	-35000	23	3	20	27	17	10	9	9	2	3	3	2					128
-44999 ~	-40000	10	9	7	21	14	11	4	2	3	2							83
-49999 ~	-45000	12	8	7	15	5	5	4	3	3	2	2						66
~	-50000	68	45	66	63	67	51	40	30	18	14	8						470

所得階層別、保険料(医療分+介護分)の現行との差額別世帯数 (5億繰入)

【徳山市】 平成14年度、国保財政診断データより試算

I I/C/ LLI 1 I J													1 /3%	1 1 7 12		レスロンピル	, , 5	7 1111
								所 徘	引 階	層	(万円)							
差額	(円)	0	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700	700 ~	計
50,001 ~																		
45,001 ~	50,000																	
40,001 ~	45,000																	
35,001 ~	40,000																	
30,001 ~	35,000																	
25,001 ~	30,000																	
20,001 ~	25,000											6	5	8				19
15,001 ~	20,000									1	15	20	15	1	1			53
10,001 ~	15,000								22	50	42	28	19	4	1			166
5,001 ~	10,000						59	129	86	46	28	14	10	8				380
1 ~	5,000				75	328	252	124	62	39	28	21	38	30	21	16	21	1,055
-4,999 ~	0	4,574	370	761	708	331	161	98	45	31	15	18	23	53	63	68	423	7,742
-9,999 ~	-5,000	2,158	884	553	410	273	115	67	29	15	21	5	3	1	2		3	4,539
-14,999 ~	-10,000	675	295	360	440	210	84	50	34	29	8	2	4	2				2,193
-19,999 ~	-15,000	367	188	253	280	142	74	35	20	10	15	5	5	1	1			1,396
-24,999 ~	-20,000	229	93	168	196	105	50	24	12	12	8	7	3					907
-29,999 ~	-25,000	132	70	111	139	66	36	21	11	6	7	5	1	1				606
-34,999 ~	-30,000	86	42	75	65	48	24	14	9	5	3	1	1					373
-39,999 ~	-35,000	50	31	32	42	30	22	10	7	5	4	2	1					236
-44,999 ~	-40,000	34	19	32	34	32	10	5	5	3	4	2	3					183
-49,999 ~	-45,000	27	18	25	28	21	9	13	4	3	1	3	2					154
~	-50,000	118	75	95	117	120	72	73	47	42	34	12	10					815

【新南陽市】

<u>【</u> 新用的	2 Lla V																		
									所(] 階	層	(万円)							
差	額	(円)	0	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700	700 ~	計
50,001	~																		
45,001	~	50,000																	
40,001	~	45,000																	
35,001	~	40,000																	
30,001	~	35,000																	
25,001	~	30,000																	
20,001	~	25,000																	
15,001	~	20,000																	
10,001	~	15,000																	
5,001	~	10,000												3		1			4
1	~	5,000										2	1	4	8	4	2	3	24
-4,999	~	0	880	1									2	7	8	23	10	123	1,054
-9,999	~	-5,000	487	147		1							1		3				639
-14,999	~	-10,000	401	192	207	109	28	15					1	1		1			955
-19,999	~	-15,000	183	78	148	112	85	40	30	14	6	3	2	2	2				705
-24,999	~	-20,000	113	53	115	131	85	53	18	15	9	8	9	5					614
-29,999	~	-25,000	58	34	102	125	76	41	38	17	11	5	4	2	1				514
-34,999	~	-30,000	49	23	43	97	31	38	29	11	9	7	1	1	1				340
-39,999	~	-35,000	34	16	35	70	33	27	13	6	9	5	3	2					253
-44,999	~	-40,000	17		25	45	+	21	10		4			4					179
-49,999	~	-45,000	12		16	27	25	11	10		3			1					125
	~	-50,000	75	55	78	93	84	70	50	39	25	19	11						599

所得階層別、保険料(医療分+介護分)の現行との差額別世帯数 (5億繰入)

【熊毛町】 平成14年度、国保財政診断データより試算

								所 得	引階	層	(万円)							
差額	(円)	0	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700	700 ~	計
50,001 ~																		
45,001 ~	50,000																	
40,001 ~	45,000																	
35,001 ~	40,000																	
30,001 ~	35,000																	
25,001 ~	30,000																	
20,001 ~	25,000																	
15,001 ~	20,000																	
10,001 ~	15,000											5	8	1	4	1	2	21
5,001 ~	10,000						3	55	40	29	24	3	2	3	8			167
1 ~	5,000		46	83	120	139	71	8	5	5	2	2		1	1	2	6	491
-4,999 ~	0	1,109	312	337	290	136	73	38	21	10	8	7	4			1	33	2,379
-9,999 ~	-5,000																	
-14,999 ~	-10,000																	
-19,999 ~	-15,000																	
-24,999 ~	-20,000																	
-29,999 ~	-25,000																	
-34,999 ~																		
-39,999 ~																		
-44,999 ~																		
-49,999 ~	-45,000																	
~	-50,000																	

【鹿野町】

【作比主】,四】】								所 得	引 階	層	(万円)							
差額	(円)	0	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600	650	700	700 ~	計
50,001 ~							2	3	6	1	5	4		1				22
45,001 ~	50,000							5	1	2	1			1				10
40,001 ~	45,000					1	3		2	1			2					9
35,001 ~	40,000				2	5	7	3	1	1	2							21
30,001 ~	35,000				2	2	2	1	1	1	2	1						12
25,001 ~	30,000			1	4	11	4	1	2									23
20,001 ~	25,000	1		7	12	5	3	3		2				1				34
15,001 ~	20,000		2	17	11	6	2	2	2									42
10,001 ~	15,000		16	18	13		4		2				1					54
5,001 ~	10,000	30	18	11	9	8	4	1		1		1			1			84
1 ~	5,000	224	20	13	7	1	4	2	1					1				273
-4,999 ~	0	81	19	8	7		2						1	1	2	2	13	136
-9,999 ~	-5,000	50	16	8	5	4	1	1		1			1					87
-14,999 ~	-10,000	34	15	7	3	1	1		1		1						1	64
-19,999 ~	-15,000	33	7	8	2	1												51
-24,999 ~	-20,000	25	9	3	4					1								42
-29,999 ~	-25,000	19	7	5		2	1				1							35
-34,999 ~	-30,000	6	3	3	1		1											14
-39,999 ~	-35,000	6	1	3	3	1		1										15
-44,999 ~	-40,000	6	3	1	1	1												12
-49,999 ~	-45,000	5	1	1	1				1									9
~	-50,000	9	4	4	2		2					1						22

(水道事業参考資料)

2市2町水道料金比較表

家事用の口径13mmの1ヶ月分 上水道事業

区分	徳山市	新南陽市
区刀	上水道	上水道
1 0 m³	1,407円	1,344円
1 5 m³	2,257円	2,052円
2 0 m ³	3,108円	2,761円
2 5 m ³	4,168円	3,612円
3 0 m³	5,229円	4,462円
3 5 m³	6,441円	5,449円
4 0 m³	7,654円	6,436円
4 5 m³	8,867円	7,423円
5 0 m³	10,080円	8,410円

簡易水道事業

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
上 刀	簡水(法適用)	簡水	簡水	簡水
1 0 m ³	1,407円	1,344円	1,036円	945円
1 5 m³	2,257円	2,052円	1,556円	1,470円
2 0 m ³	3,108円	2,761円	2,075円	1,995円
2 5 m ³	4,168円	3,612円	2,595円	2,520円
3 0 m ³	5,229円	4,462円	3,115円	3,045円
3 5 m ³	6,441円	5,449円	3,635円	3,570円
4 0 m ³	7,654円	6,436円	4,154円	4,095円
4 5 m³	8,867円	7,423円	4,674円	4,620円
5 0 m ³	10,080円	8,410円	5,194円	5,145円

(注)徳山市、新南陽市は、現在市内同一料金のため上水道及び簡易水道の料金は同額である。

「新市建設計画(案)」に対する意見・要望と対応方針 〔第4回合併協議会関係分〕

番号	計画(案)に対する意見・要望	対応の方針
1	「新たな交流拠点施設」関係 20のリーディング・プロジェクトのうちでも目玉事業とするべく、住民に喜ばれ、 十分に利用される施設となるよう付与すべき機能をしっかり検討するとともに、「行政 機構機能アップ」とのタイアップなど、集中の効果が発揮されるよう配慮して欲しい。	県に対し、合併協議会で出された意見・要望を的確に伝達するとともに、産業支援機能を中心とする交流拠点施設として、住民が利用し易い機能的なものとなるよう、今後、県との十分な協議を重ねていきたい。
	新市の拠点性を高めることは、将来、必ずや市民共有の財産になると期待しており、 企業各社の研究所をオープンスペースで入居させるなど、新たな発想での取組を願う。	また、新市成立後には、関係部・課の連携の下に新市としてのプロジェクト・チームを編 成するなど、地元の意向が十分に反映されるよう、体制の整備に努めていく。
2	「合併記念公園化整備事業」関係	第5回の合併協議会において、委員全体の意向を確認し、リーディング・プロジェクトと しての掲載の要否を決定いたしたい。
3	「幹線道路網整備」関係 幹線道路網の整備について、特に、県道改良事業では突角改良程度のものが上がって おり、もっと取り組めるものがないかについて、県とも協議願いたい。	幹線道路網の整備に関しては、中心部と周辺部との一体性を高める上での必要欠くべからざる事業であるとの認識の下に、3市2町での計画とりまとめの段階から、継続的に各関係市町からの要望をとりまとめ、道路建設課をはじめとする県の土木建築部と頻繁に協議を重ねてきたところである。 これにより、鹿野町等と中心市街地との一体化に関しては、国道315号における栄谷トンネルの整備や秋字明巣山線(過疎代行)などの大規模事業をはじめ、各県道の道路拡幅、突角改修に至るまで、きめ細かく計画に掲載しているところであり、ご理解を願いたい。
4	新たな発想によるまちづくりの推進 周辺市町と比較して、新市のまちづくりの特徴が際立つよう、例えば、岡山市駅周辺のような電線地中化を推進するとか、高度情報化や大企業からの資金調達に取り組むなど、新たな発想によるまちづくりの推進を図られたい。	まちづくりについては、電線地中化などの具体的な記述は行っていないものの、その基本方針については、P10~12に記述しているほか、高度情報化への対応については、P23にリーディング・プロジェクトの記述を行っているところである。 マスタープランという性格を持った計画ということもあり、ご意見をいただいた全てのアイディアを記述することは困難な面もあるが、P46のおわりにの項にも記述しているとおり、具体的な事業の実施にあたっては、専門的なシンクタンク等も活用しながら新たな発想に基づく、まちづくりに有効なアイディアは、十分に取り入れていく考えである。
5	「財政計画」関係 新市における事業実施の優先度等を把握する上での資料として、新市建設計画に掲げ られた主な事業の事業費規模を示されたい。	別添資料のとおり
	財政計画の算定のベースとなる「合併算定替」の金額を示されたい。	金額としては、約21億円が見込まれる。(3市2町の時点は、約29億円) 詳細は、別添資料のとおり
	合併特例債の活用によって、将来時点での借金返済に係る財政負担が懸念されるため、 当該起債の償還計画表を示されたい。	別添資料のとおり

単位:百万円

事 業 名	概算事業費	備
中心市街地活性化事業	13,400	徳山駅ビル整備、南北自由通路、駅前広場の整備、駅南地区の整備、駐車場の整備、交通バリアフリー事業の推進、ウォータフロントの整備
ファンタジアファーム整備事業	3,000	農業公園(体験農場、牧場、植物園)、試験場(モデル農場)、いこいの広場、宿泊施設、地場産品の販売
学び・交流プラザ整備事業	3,000	学習情報の提供機能、学習相談機能、学習支援機能(講義室、実習室)、図書館機能、放送大学機能、アリーナ機能、国際交流機能、子育て支援機能
資源循環型社会形成事業	3,000	リサイクルプラザ
情報通信基盤整備事業	1,400	全市域へCATVサービスの拡大、全市域で高速インターネットが利用できる基盤整備、やまぐち情報スーパーネットワークの活用
コアプラザ熊毛整備事業	2,000	保健·福祉機能、社会教育·生涯学習機能、図書館、産業支援機能、児童館
コアプラザ鹿野整備事業	1,500	コミュニティ機能、保健・福祉・医療機能、社会教育・生涯学習機能、産業支援機能
小計(普通会計)	27,300	
快適な水道基盤整備事業	47,000	上水道整備、下水道整備、農業集落排水整備
合 計	74,300	

八一ド事業の概算事業費(10年間の合計)

会計区分	事業項目	概算事業費	備
普通会計	中心市街地活性化事業	13,400	徳山駅ビル整備等
(普通建設事業)	地域核整備事業	3,800	コアプラザ熊毛、コアプラザ鹿野、和田地区総合庁舎
	喇 y i ザ健O孱舎3,800鍛メb b b ` T V v [R、	Xのn 蜴	舍
	河川改修	1,500	隅田川、黒木川、室尾排水ポンプ場、中の川
	公営住宅	3,000	高尾、羽島、八代、高水、大地庵、柏屋
	農林漁業基盤	9,200	ファンタジアファーム、ほ場整備、林道、漁港整備、漁場整備、道の駅
	消防・防災・交通安全	3,600	消防緊急通信指令システム、防災無線、高規格救急車、消防出張所建替、歩道整備、交通教育センター
	環境	7,400	リサイクルプラザ、ストックヤード、最終処分場、し尿処理場
	保健福祉施設	5,200	介護保健施設、特別養護老人ホーム、ディサービスセンター、児童館、乳児保育園
	学校教育施設整備	6,600	小中学校(校舎、屋内運動場、プール)、教職員住宅、給食センター
	市民活動、社会教育、スポーツ・レクリェーション	8,400	学び・交流プラザ、宿泊研修施設、海洋レクリェーション施設、テニス場
	その他	22,059	小規模事業(道路局部改良、防火水槽、小規模治山、一定額以上の備品など)、県営事業負担金など
	計	117,059	
普通会計以外	上水道	14,000	未普及地域への拡張、水質検査センター、浄水場整備、配水地整備、老朽管の更新
	下水道・農業集落排水	33,000	公共下水道、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設整備
	その他	2,300	介護老人保健施設、青果市場整備、水産物市場統合
	計	49,300	
合 計		166,359	

地方交付税の合併算定替について

市町村合併が行われた場合、行政組織の管理・運営部門の一元化とともに、スケールメリット(規模の経済)が働くことにより、行財政面での合理化・効率化が図られ、様々な経費の節減が見込まれます。

これに伴って、新市の基準財政需要額(地方公共団体が行政運営、施設維持等に要する財政需要の金額)は減少する一方、基準財政収入額(地方公共団体で徴収が見込まれる税収入を一定の方法で算出した金額)には大きな変化がないため、基準財政需要額と収入額との差を埋めるための「普通交付税」の額は、合併前に比較して少なくて済む状況となります。

しかし、合併による様々な経費の節減効果は、合併後に直ちに出るものばかりではないことから、すぐに合併した新市が本来的に受け取るべき普通交付税額(交付税法に基づく額)とするのではなく、合併年度及びこれに続く10年度について、合併しなかった場合の普通交付税額(=交付税法に基づく合併後の新市としての本来の普通交付税額+合併算定替による増加額)を交付し、さらにその後5カ年度で段階的に増加額を縮減するという激変緩和の措置が設けられています。

この普通交付税額の算定の特例を「合併算定替」といいます。

【市町村の合併の特例に関する法律第11条(地方交付税の額の算定の特例)】

2市2町の合併では、合併期日が平成15年4月21日と定められたことから、上記の法の規定に沿って、この合併期日の属する平成15年度及びこれに続く10年度(平成16~25年度)の通算11年間は合併算定替の増加額が交付され、その後5カ年で段階的に増加分が縮減されます。

新市の普通交付税の額を算定するにあたって、13年度の基準財政需要額で各種補正(段階補正・態様補正・投資補正)を用いて比較検討すると、2市2町の各市町の基準財政需要額を合計した額と2市2町一本算定による新市の基準財政需要額の試算額では、約21億円の差額が生じ、これがいわゆる「合併算定替」による普通交付税の増加額にあたります。

平成13年度時点の基礎数値をベースに算定すれば上記の金額が見込まれますが、現実には、 各年度ごとに、その時点での基礎数値に基づいて算定を行うこととなります。

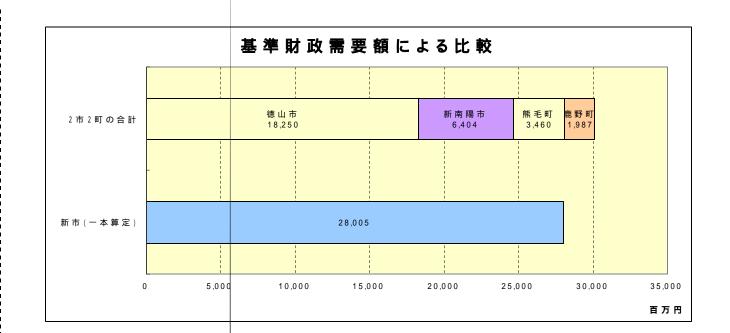
参考

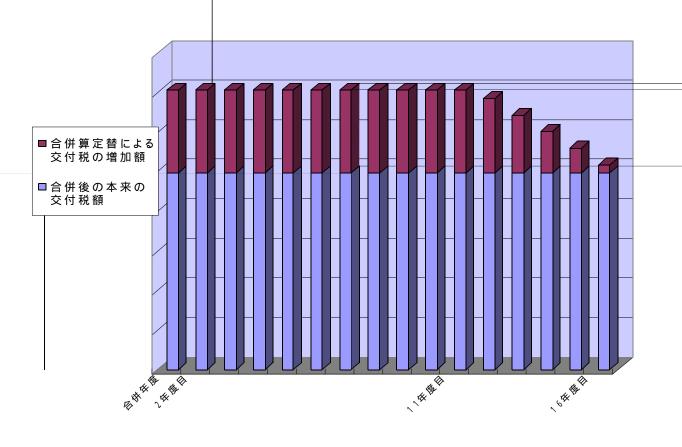
基準財政需要額:各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設

を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額

基準財政収入額:各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態におい

て徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額





地 方 債 償 還 計 画 表 (合併特例債・普通地方債(H15~25年度:25億円、H26年度~:40億円))

単位:百万円

				ı												1					<u> 単位:白</u>	1 🗇	
<u> </u>	<u>}</u>	入分までの	元利償還	平成13年度以降借入の元利償還金				減税補	i填債∙借換 (30億	えの償還金 (計)	(元金均等)	合併特例債の元利償還金 (432.8億円)				年 度 合 計				償還額の財源内訳			
年度	償 還	内元金	年度末 起債残高	借入額	償 i	えい 額 内元金	年度末 起債残高	借入額	償 遺	園 額 内元金	年度末 起債残高	借入額	償う	還 額 内元金	年度末 起債残高	借入額	償う	内元金	年度末 起債残高	借換債	交付税	一般財源	
13	7,391	5,456	52,326	4,000	0	0										4,000	7,391	5,456	52,326		1,848	5,543	
14	7,285	5,571	46,755	4,000	51		4,000									4,000	7,336	5,571	50,755		1,834	5,502	
15	6,911	5,416	41,339	2,500	203		6,388					3,980			0	6,480	7,114		47,727		1,779	5,335	
16	9,403	8,114	33,225	2,500	304		8,710	3,000	337	300	2,700	3,930	60		3,980	9,430	10,104	8,592	48,615	3,000	2,056	5,048	
17	5,297	4,278	28,947	2,500	561		10,810		341	300	2,400	3,930	119		7,910	6,430	6,318	4,978	50,067		1,889	4,429	
18	4,823	3,953	24,994	2,500	760		12,742		337	300	2,100	3,930	178		11,840	6,430	6,098	4,821	51,676		1,857	4,241	
19	4,372	3,633	21,361	2,500	957		14,504		332	300	1,800	3,930	443			6,430	6,104				1,974	4,130	
20	3,816	3,196	18,165	2,500	1,154		16,095		328	300		3,930	706			6,430	6,004				2,065	3,939	
21	3,371	2,868	15,297		1,350	1,081	17,514		323	300		3,930	968			6,430	6,012				2,181	3,831	
22	3,010	2,586	12,711	2,500	1,545	1,255	18,759		319	300	900	3,930	1,231			6,430	6,105	4,981	57,843		2,320	3,785	
23	2,677	2,334	10,377	2,500	1,738	1,431	19,828		314	300		3,930	1,494			6,430	6,223	5,122	59,151		2,464	3,759	
24	2,396	2,125	8,252	,	1,821	1,498	20,830		310	300		3,930	1,757	,	30,998	6,430	6,284	5,200	60,380		2,594	3,690	
25	2,005	1,799	6,453	2,500	1,948		21,720		305	300	0	3,930	2,020		33,427	6,430	6,278		61,600		2,707	3,571	
26	1,658	1,505	4,948	4,000	2,098	1,727	23,993						2,282			4,000	6,038		64,570		2,537	3,501	
27	1,369	1,257	3,691		2,292		26,104						2,486			4,000	6,147		63,465		2,656	3,491	
28	1,147	1,068	2,623	4,000	2,486	2,051	28,053						2,690		31,476	4,000	6,323	5,312	62,152		2,791	3,532	
29	917	862	1,761	4,000	2,735	2,272	29,781						2,894		29,046	4,000	6,546	5,565	60,588		2,939	3,607	
30	690	653	1,108	4,000	2,984	2,495	31,286						2,894		26,579	4,000	6,568	5,615	58,973		2,944	3,624	
31	501	479	629	4,000	3,226	2,716	32,570	-					2,894		24,074	4,000	6,621	5,699	57,273		2,957	3,664	
32	291	279	350	4,000	3,474	2,946	33,624						2,894			4,000	6,659		55,506		2,967	3,692	
33	100	94	256		3,722		34,446						2,894			4,000	6,716		53,654		2,981	3,735	
34	76 71	71	185		3,768 3,886	3,212	35,234	-					2,894			4,000	6,738		51,751		2,987	3,751	
35 36		68	117		3,860	3,319	35,915	-					2,894			4,000	6,851	6,046 5,873			3,015	3,836	
37	60	58 47	59 12		4,032	3,383 3,446	36,532 37,086	-					2,628 2,365			4,000 4,000	6,649 6,445	5,697	46,135		2,845 2,675	3,804 3,770	
38	48	6	1 <u>2</u>	4,000	4,032	3,446	37,000	+					2,303			4,000	6,215		44,644		2,500	3,715	
39	1	4	2	4,000	4,181	3,579	37,374	+					1,839			4,000	6,024	5,323	43,321		2,300	3,713	
40	3	2	<u> </u>	4,000	4,161	3,647	38,348						1,577		3,821	4,000	5,835	5,151	42,169		2,334	3,667	
41	3			4,000	4,233	3,717	38,631						1,314		2,560	4,000	5,643	4,978	41,191		2,100	3,641	
42				4,000	4,329	3,717	38,844						1,051			4,000	5,455	4,803	40,388		1,837	3,618	
43				4,000	4,478	3,859	38,985						788			4,000	5,266	4,603	39,761		1,671	3,595	
44				4,000	4,478	3,931	39,054						526			4,000	5,079	4,447	39,701		1,506	3,573	
45				4,000	4,576		39,049	+					263			4,000	4,839				1,328	3,511	
合計	69,699	57,782				72,451	55,040	3.000	3,246	3,000		43 280		43,280									
	40億円の内(H14年度、.H25年度~) 利率:1.5% 10年償還 10億円 利率:1.5% 10年償還(内、据置1年) 30億円 利率:1.5% 20年償還(内、据置3年) H7⋅8に減税補てん債を借入ており、H16に										還(内、据]	置3年)	161,780 210,024 176,513 H16は、減税補てん債の借換えのため 増額となっている				3,000 77,208 129,816 交付税算入率						
	25億円の内 6億円 利						据置1年)	元利一括償													減税補填債:100% 合併特例債:70%		
				1918円 利		20年償還(内						L				L							

本表の設定条件:合併特例債の20年償還に合せ、平成45年までの各地方債の償還計画を表した。 財政計画上の償還額は、端数処理の関係により本表とは若干の差がある。 は2市2町が12年度までに借入れた地方債の元利償還金と年度末起債残高の一覧

は2市2町の過去の実績により、13年度以降の借入れ額を40億円と設定し、合併特例債が活用できる11年間は、毎年15億円を合併特例債に振替えて25億円とし、平成26年度からは、40億円とした償還額・起債残高の一覧 は平成16年度に減税補てん債の借換えによる償還額・起債残高の一覧

は合併特例債を432.8億円借入れた償還額・起債残高の一覧

は ~ の合計額の一覧

は の償還額のうち交付税措置額及び一般財源の一覧